第2章　グローバルな知的財産環境の整備に向けて

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、我が国企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五庁会合や日中韓特許庁会合等において制度・運用等の調和に向けた議論や共同プロジェクトを推進するだけでなく、新興国・途上国に対しては、知財専門家の派遣や研修の提供などを通じて、知的財産制度の整備を支援するなど、グローバルな知的財産環境の構築を目指している。

1. 多国間、二国間会合における取組

(1) 五庁（IP5）会合

①概要

2018年の世界の特許出願件数約333万件のうち、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国特許庁（KIPO）の五庁への出願は約284万件と約85％を占めている。五庁[1]は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007年5月に米国・ハワイにて五庁長官会合を初めて開催し、特許分野における制度運用調和・審査結果の相互利用・審査の質の向上・特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等で検討を継続的に行っている。

2020年7月に開催された第13回五庁長官会合[2]は、コロナ渦での初のテレビ会議形式での実施となり、COVID-19への対応について意見交換するとともに、今後五庁で取り組む新技術・AI分野における協力範囲等に合意した。

第13回五庁長官会合

1　五庁ウェブサイト：https://www.fiveipoffices.org/index
2　ニュースリリース：https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722005/20200722005.html

1　2

②主要プロジェクト概要

a. 作業部会1：分類調和

検索に有用な国際特許分類（IPC）を策定するため、五庁が協力して、IPC改正に関する取組を実施している。現在、(i) 各庁の詳細な内部分類をIPC化する活動（Activity i)、及び、(ii) 新規技術に対応した分類を協働して創りIPC化する活動（Activity ii）からなる、GCI（Global Classification Initiative）の枠組みで進められており、その取組は着実に実施されている。2020年度は、新たに9の分類改正プロジェクトが世界知的所有権機関（WIPO）のIPCリビジョン作業部会での検討段階に進んだ。

第四次産業革命関連の分類については、五庁内で、AI、スマートグリッド、データマイニング・パターン認識等の分類改正プロジェクトの検討が進められている。

b. 作業部会2：情報技術関連

(i) グローバル・ドシエ[1]

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願の手続や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

ドシエ情報の共有について、JPOは、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ（OPD)」を推進し、五庁で主導的な役割を担っている。また、ITを活用したグローバル・ドシエの新たなサービスの実現を目指し、五庁は優先五項目に取り組んでいる。加えて、JPOは、ユーザーニーズを踏まえたグローバル・ドシエのサービス改善項目をリスト化し、各庁での取組の進捗を取りまとめ、ユーザーへ提供している。

2021年2～3月に開催された本作業部会の会合では、各項目のこれまでの進捗が報告されるとともに、優先五項目の見直しを含めた今後の進め方について議論がなされた。特に、審査関連情報へのユーザーアクセスの向上を図るパイロットプログラムについて中間報告を行い、五庁から高い関心が示された。また、グローバル・ドシエのサービス改善項目について、達成済の項目をクローズし、未達成の項目について引き続き取り組むことに合意した。

c. 作業部会3：審査関連

(i) 五庁による特許審査ハイウェイ

五庁間での特許審査ハイウェイ（IP5 PPH）の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組である。2014年1月の試行プログラム開始により、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。また、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案し、2019年6月に開催された五庁長官会合では、統計情報を公開する際に必要となる統一的な指標の定義について一定の合意がなされた。2020年12月に開催された本作業部会では、定義の最終的な合意及び統計情報の公開に向け、議論が進められた。

(ii) PCT協働調査試行プログラムグループ会合

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、複数の特許庁が協働して、一つの国際調査報告を作成する取組であり、試行プログラムへの参加申請の受付が2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間行われた。

2020年11月に開催された本会合においては、これまでの運用状況が共有されると共に、試行プログラムの評価期間を1年間延長し、2022年6月までとすることに合意した。

1 第2部第6章2.（2）グローバル・ドシエ参照

d. 特許制度調和専門家パネル（PHEP）

2019年6月に開催された五庁長官会合において、(i) 記載要件、(ii) 出願人による先行技術の開示義務、(iii) 発明の単一性の三項目のプロジェクトの完了に合意がなされて以降、特許制度調和に関して検討すべきトピックについてユーザーから要望を集め、選定を進めている。2020年12月、2021年3月に開催された同パネルでは、候補トピックとして「グローバルな権利移転」及び「図面の様式」について、最終決定に向け議論を行った。

e. NET／AIタスクフォース

2019年の第12回五庁長官会合において、NET（New Emerging Technologies；新技術）及びAIに関連した協力について議論するNET/AIタスクフォースの設立に合意がなされた。2020年1月の第1回タスクフォース[1]での議論を経て、2020年7月に開催された第13回五庁長官会合において、NET及びAIにおける五庁の審査実務の比較研究や審査事例集の作成等といった法的面及び各庁業務へのこれら技術の適用状況等に関する情報交換や共通する課題のベストプラクティスの特定等といったITシステム面での協力についてNET/AIタスクフォースで検討を進めること、並びに、今後その作業ロードマップを作成していくことに合意した。2021年3月に開催された第2回タスクフォース会合[2]では、作業ロードマップ策定に向け、各庁から提示されたプロジェクト候補の評価を行うと共に、ITシステム面についてNET/AIの知財庁業務への利用、適用に関する五庁間協力のメリットを探り、また、法的面についてAI関連発明の審査実務に関するガイダンスを提供することがユーザーにとって有益であるとの認識で一致した。

③ユーザーとの会合

五庁は、日本知的財産協会（JIPA）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ（BusinessEurope）、韓国知的財産権協会（KINPA）、中国専利保護協会（PPAC）の五庁ユーザーとハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を行っている。

2020年度は、コロナ禍の影響を受けハイレベルでの会合は中止となったものの、実務者レベルではテレビ会議形式で会合を開催し、特許分野の制度運用やグローバル・ドシエのサービス改善に関して意見交換を行った。

(2) 意匠五庁（ID5）会合

①概要

意匠五庁（ID5）会合は、世界の8割以上の意匠登録出願を扱うJPO、USPTO、欧州連合知的財産庁（EUIPO）、CNIPA、KIPOの主要五庁が、意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、2015年12月に創設（於、米国・アレキサンドリア）した枠組みである。USPTOのホストにより開催された第6回ID5年次会合（2020年10月、オンライン）では、意匠保護に関する国際協力の強化と将来的な制度運用の国際調和、ユーザーの利便性の向上にもつながり得る、以下の成果を得た。

- 「優先権書類の電子的交換に関する研究」プロジェクトの成果として、2020年9月にEUIPOがWIPOのDAS（デジタル・アクセス・サービス）に参加したことにより、ID5全庁で意匠分野における優先権書類の電子的交換が実現。これにより優先権書類の提出に関するユーザーの利便性が向上した。
- 「新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究」プロジェクトでは、「インターネット情報の証拠性に関するID5推奨実務」（2021年度完成予定）の作成に向けた作業を開始することについて五庁間で合意。
- 意匠制度の国際的な協調や利便性の向上に資する、5つの新たな協力プロジェクトを採択。（協力プロジェクトについては②参照。）

1 https://www.fiveipoffices.org/news/20200117
2 https://www.fiveipoffices.org/news/20210312

1 2

・COVID-19によるパンデミックの影響を受けた世界中のユーザーを支援するため、ID5及び商標五庁（TM5）を構成する五庁が、COVID-19に対応した協力目標を掲げる「共同声明[1]」を公表。

②ID5協力プロジェクト

ID5は、プロジェクト形式による相互協力の取組を行っており、この協力プロジェクトを通じて得られた成果を、ID5公式ウェブサイト[2]で発信している。

第6回会合では、以下の5つの新たな協力プロジェクトを採択した。既存のプロジェクトの詳細については、特許庁ウェブサイト「ID5協力プロジェクトの概要[3]」のページを参照されたい。

a. 新技術に関する情報交換

各庁の業務におけるAIやブロックチェーン等の新技術の利用についての情報共有及びGUI等の新技術の意匠の審査経験の交換を目的とするプロジェクト。

b. 意匠の公表の延期に関する研究

五庁における意匠の公表の延期に関する法令及び審査基準等に基づく実務運用の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。

c. ジョイント・コミュニケーション・アクション

五庁間及びユーザーとの間のコミュニケーションを強化することを目的として、各庁がコミュニケーションに関する情報交換や行動を行うプロジェクト。

d. ID5の5年間のレビュー

五庁において、過去5年の間に行った法改正や運用の変更などを調査し、各庁が、ユーザーからのニーズに応えてきた分野・国際的な課題について集約し、明確にすることを目的としたプロジェクト。

第6回ID5年次会合

e. 意匠の保護期間に関する研究

五庁における意匠の保護期間に関する法令及び更新期間等の運用の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。

(3) 商標五庁（TM5）会合

①概要

「TM5」 は、JPO、CNIPA、EUIPO、KIPO、USPTOの商標五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として2011年12月に創設された枠組みである。

2020年10月にオンライン形式で開催された第9回TM5年次会合では、JPOがリードする「悪意の商標プロジェクト」、「イメージサーチプロジェクト」等を含む計15の協力プロジェクトについて議論が行われた。「悪意の商標プロジェクト」では、「悪意の商標出願の制度運用等報告書」の更新版及び啓発用に各庁が作成したマンガを、完成次第TM5ウェブサイトにおいて公表することについて、また、「イメージサーチプロジェクト」では、今後の情報交換のテーマを、審査システムにおける最新技術の活用、テレワークなどに設定することについて合意するなどの成果が得られた（②日本リードのプロジェクトの概要を参照）。また、会合3日目には、各国の業界団体・代理人団体等のユーザー団体を招いたユーザーセッションをオンライン形式で開催した。ホストであるUSPTOから本年次会合についての概要報告を

1 COVID-19への対応：意匠五庁（ID5）商標五庁（TM5）共同メッセージ：http://id-five.org/wp-content/uploads/2020/11/TM5-ID5jointCOVIDmessageFINAL.pdf
2 ID5公式ウェブサイト：http://id-five.org/?ckattempt=1
3 ID5協力プロジェクトの概要：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/document/index/project-overview.pdf

行った後、各庁から最新の統計・施策状況について報告を行い、その後約150名のユーザー代表者と意見交換を行った。

②日本リードのプロジェクトの概要

a. 悪意の商標プロジェクト

本プロジェクトは、近年、世界的な問題となっている「悪意の商標」について、TM5各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対して情報提供を行うことを目的としている。

今次会合では、2014年12月に作成した「悪意の商標出願の制度運用等報告書」について各庁の最新の内容を反映した更新版及び悪意の商標出願の啓発用に各庁が作成した“マンガ”を、完成次第TM5ウェブサイト[1]において公表することに合意した。また、2021年以降の活動として、悪意の商標出願が世界的な問題となっていることを踏まえ、TM5以外の知財庁をこのプロジェクトに参加させ、「悪意の商標出願に関するセミナー」の開催など各種取組への関与を働きかけることなどについても合意した。

b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクトであるが、本プロジェクトの対象は、イメージサーチのみならず、商標の効率化につながる、あらゆる商標審査のITシステムにまで拡大されている。今次会合では、今後の情報交換のテーマを、審査システムにおける最新技術の活用、テレワークなどに設定することについて合意した。

c. ユーザー参画プロジェクト（EUIPOとの共同）

2015年12月の第4回TM5年次会合で、JPOとEUIPOが共同で提案し、採択されたプロジェクト。本プロジェクトは、TM5協力プロジェクトにユーザーを参画させること及びユーザーへの情報発信のためのワークショップを開催することを目的としている。

これまで国際商標協会（INTA）[2]との共催で4回のジョイントワークショップを開催し、次回INTA総会で「出願時における各庁の拒絶理由の回避方法」をテーマに第5回目を開催する予定。

第9回TM5年次会合

(4) 日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を行う枠組みであり、2012年から毎年開催している。JPOとASEAN諸国の知的財産庁との間で締結された協力覚書に基づき、年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行っている。

2020年は、7月と9月にオンライン形式で第10回日ASEAN特許庁長官会合が開催された。7月に開催された会合では、先端技術分野における特許審査基準の整備や特許出願における誤訳の問題に

1　TM5公式ウェブサイト：http://tmfive.org/
2　国際商標協会（INTA）：190カ国の政府機関、教育機関、企業など6700以上の会員からなる団体。

1

関する知見の共有等を行う場として日ASEAN特許専門家会合を立ち上げること含む日ASEAN知的財産アクションプランに合意した[1]。9月に開催された会合では、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）から、ASEAN各国のAI関連発明の特許審査運用に関する調査の中間報告がなされた[2]。この調査は、JPOの審査ハンドブックに掲載されたAI関連発明の事例を、ASEAN各国の法規等に沿って判断するとどのような審査結果となるのか分析するというもの。

日ASEAN特許庁長官会合での合意に基づき早速2020年10月には第1回日ASEAN特許専門家会合が開催された[3]。当該会合では、前述したERIAによる調査の中間報告が活用され、各国の審査実務を踏まえた活発な議論が行われた。また、特許出願における誤訳の問題についての認識の共有も行われた。引き続き2021年度以降も本会合を開催し、実務者レベルでの議論を重ねる予定である。

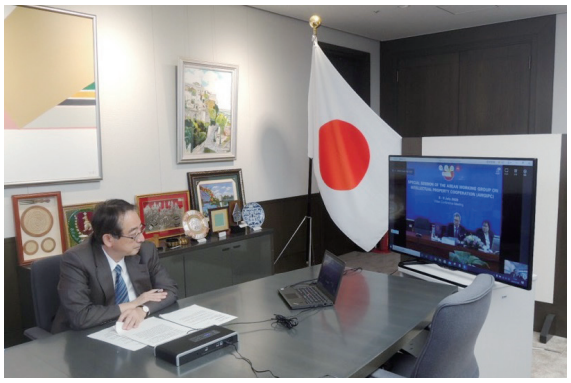

7月の日ASEAN特許庁長官会合

9月の日ASEAN特許庁長官会合

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean2020.html
2 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/asean202009.html
3 https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202010/102701.html

また、2020年11月の日ASEAN首脳会議では、日ASEAN特許庁長官会合を通じたさらなる協力を行うことを促す議長声明が採択された。

(5) 日中韓協力

①日中韓特許庁長官会合

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2020年12月にオンライン形式で開催された第20回日中韓特許庁長官会合では、意匠、商標、審判、人材育成分野等、多方面にわたる協力について議論を行った。また、2021年度の日中韓特許庁長官会合・シンポジウムは中国がホスト国となることに合意した。

【第20回日中韓特許庁長官会合】

②日中韓特許庁シンポジウム

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013年より日中韓特許庁シンポジウムを毎年開催している。

2020年12月には、オンライン形式にて第8回シンポジウムを開催し、「日中韓における知識財産法令の最新動向」をテーマに、各庁担当者による講演が行われた。

③各プロジェクトの概要

第20回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

a. 日中韓審判専門家会合（JEGTA[1]）

2012年11月の第12回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことに合意したことを受け、2013年8月に第1回会合を東京で開催した。2020年11月に第7回会合をオンライン形式で開催し、各庁の最新状況に関する情報交換のほか、口頭審理の比較研究等について意見交換を行った。

b. 日中韓人材協力会合

2009年12月の第9回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010年より毎年開催している。

2020年9月には、第11回会合がオンライン形式で開催され、新型コロナウイルスに対する対応やオンラインを活用した今後の協力の拡大について議論した。

c. 日中韓商標専門家会合・シンポジウム

第18回日中韓特許庁長官会合における、商標分野での協力の合意を受け、2019年3月、中国・北京において第1回日中韓商標専門家会合及び第1回日中韓商標シンポジウムを開催した。

2020年11月には、第2回日中韓商標専門家会合がオンライン形式で開催され、各庁の新型コロナウイルスの影響を含む統計情報・施策情報を共有したほか、出願人の商品・役務の類否判断の予見可能性を高めるため、日中韓で初めて作成した「類似群コード対応表」の公表に合意した。

(6) その他

日米欧の三極特許庁会合については、1980年代初頭に、特許出願件数の急激な増加に伴う問題を解決するために、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び欧州特許庁（EPO）の三極特許庁間で創設されたものであり、1983年に第1回三極特許庁長官会合が開催された。以降、定期的に三極特許庁会合を開催し、IT、ワークシェアリング、PCT等、幅広い分野について議論を行ってきたが、2019年の三極特許庁長官会合において、実務的な議論を行う五庁（IP5）会合に対して、三極特許庁会合は政策的な議論を行う場として位置付けられることとなった。そうした位置付けの変更はあったものの、2020年も引き続き同会合は開催され、三極特許庁間では、継続的な協力がなされている。

また、2020年11月には、三極特許庁長官会合に先立って、日米欧の三極ユーザー団体（IT3：Industry　Trilateral）である、日本知的財産協会（JIPA）、米国知的財産権法協会（AIPLA）、米国知的財産権者協会（IPO）、ビジネスヨーロッパ（BusinessEurope）と、三極特許庁長官との間の会合として、2018年3月以来の開催となる、三極特許庁長官・ユーザー会合がオンライン開催された。続いて、2020年12月にオンライン開催された三極特許庁長官会合では、三極特許庁長官・ユーザー会合でのIT3からのフィードバックを踏まえた議論が行われた。この三極特許庁長官会合での合意を経て、2021年4月には、三極特許庁間の協力における新たなビジョン、及び協力の目的が策定・公表された[2]。

日欧協力に関して、JPOとEPOは、第4次産業革命を推進する新技術の中核を成すソフトウエア関連発明について、その特有の審査実務に関する類似点と相違点とを明示するべく比較研究を行い、2019年3月にその報告書を発表した[3]。

また、従前からの協力関係をより強化するべく、両庁は2019年9月に協力覚書を締結した。さらに、JPOはフランス産業財産庁（INPI）との間でも、2020年3月に協力覚書を締結し、特許分野での協力を一層進展させることに合意した。それを受け、JPOとINPI間では、2020年9月にオンラインにて初の審査官協議を実施し、2021年1月からは特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始している[4]。なお、

1　JEGTA: Joint Experts Group for Trial and Appeal
2　https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/newvision_20210401.html
3　https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software_201903.html
4　https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201127002/20201127002.html

2　3　4

INPI　がPPHを実施するのは、今回のJPOとの試行が初めてである。加えて、INPIは、1990年代以降、世界の各地域を拠点として約100か国をカバーする、知的財産問題を担当する10人の地域アドバイザーからなる国際的なネットワークを構築し、優先すべきと考えられる国々の公的機関や企業の意識を高めてきたが、2021年に同ネットワークを再構築し、JPOとINPI間の協力をさらに強化・促進するべく、韓国にあった拠点の一つを日本へと移転している[1]。

1　https://www.inpi.fr/fr/internationales/nouvelle-strategie-d-implantation-du-reseau-international-de-l-inpi-en-2021

コロナ禍における海外知財庁との連携

バーチャル形式での国際連携

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各国との国際連携の形は激変した。物理的な出張による海外での会合等への参加、そして海外庁等からの来訪者を迎えての直接の意見交換、それらは国際連携を進める上での基本的な構成要素であったが、新型コロナウイルスにより物理的移動が制限され、全てはテレビ会議形式等を通じたオンライン形式へと置き換わった[1]。従前も、メールや電話会議などを通じて他庁との間で事前連絡等を行うことはあったが、それらのみで海外庁とのやりとりが完結することはなかった。このような従前の状況に比してこの一年での環境変化を考えると、まさに隔世の感すらある。この状況の変化については、各国とのハイレベルバイ会談をまとめた特許庁ホームページを比較するとさらに分かりやすい。例えば、従前は毎年秋頃に開催されるWIPO加盟国総会への参加に合わせて各庁とのバイ会合を実施し、国際協力の議論を進めることが多かったが[2]、本年度は全てがオンライン形式での開催となり、また、実施時期も総会に合わせる必要はなく適宜分散して実施した[3]。ここに掲載されない各種会合も、ハイレベルから実務レベルの事前調整まで全ての会合を合わせれば、オンライン形式での海外庁との会合開催はこの1年で優に100件を上回った。

複数庁との間で実施するマルチの国際会合についても同様であり、オンライン形式への変化に加え、その事前準備を円滑にするための電子フォーラム等の活用も積極的に進められた。特に、物理的に同じ場で直接会うことができる従前の会合とは異なり、オンライン形式での議論は時差による時間的制約等を考慮する必要があり、会合の効率性が求められていたためである。これに関して、例えば2020年7月に開催された五庁（IP5）長官会合では、実務レベルを含む各種会合をオンライン形式で効果的・効率的に進めるためのガイドラインに合意し[4]、当該ガイドラインに沿って、その後の各種作業部会では議論の効率化が図られている。

一方、今後も全てがオンライン形式で事足りるかというと、そうではない。この一年で、数多くのオンライン会議の実施などを通じて確かに会合の効率性や内容の充実化が図られてきた。しかしながら、議場外でのやりとり等を含め、互いの信頼感を醸成し深い議論を行う国際的関係性を構築していくには物理会合に利がある、と、各庁とも異口同音に述べる。新型コロナウイルス感染症が終息した後には、オンライン形式及び物理形式それぞれの利点を組み合わせた形で、さらに効果的かつ効率的に、国際連携を強化していくこととなろう。

海外知財庁との共同声明

会合形式が一変したという点もさることながら、本年度は、コロナ禍においてこれまでにも増して世界中でイノベーションの重要性が強調された一年でもあった。前段で述べた各国との会合形式の変化にも見られるように、今回のコロナ禍においても、オンラインを通じて多くの経済活動が実行可能であった。これは、過去のパンデミックの状況とは異なり、イノベーションにより発展した生活基盤によって実現できたことである。そして、新型コロナウイルス感染症に対抗する上でも、例えば医療技術におけるイノベーションが強力な武器となることは疑いの余地がなく、知財制度を通じてこれらのイノベーションを支え促進していくことが、より一層重要となっている。

そのため、イノベーションを奨励・保護する知財担当官庁として、日本国特許庁と各国知財庁と

1　他、特許庁が実施する海外知財庁等向けの研修も2020年度は全てオンラインで開催した。詳細は第2章3.開発途上国等に対する取組、4. 国際研修指導教官についてを参照。
2　例えば2019年の第59回WIPO加盟国総会の状況については以下のリンクを参照。https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201910/100701.html
3　https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202009/090801.html
4　https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722005/20200722005.html

2　3　4

は、テレビ会議などを通じて連携しつつ、イノベーションを生み出す発明者等の制度ユーザーの方々に向け、共同してメッセージを届けることとした。その結果として、以下のように、USPTOとの連携を皮切りに様々な場面で、イノベーションの促進を支援し、そのために国際的な協調をさらに進めていく旨の決意を表明した。これと呼応するように、意匠・商標の五庁会合においても、課題に直面する世界中の知財制度ユーザーを支援していくことが確認され、これらを通じて、異なる知財庁であっても、「イノベーションを支援していく」という思いは同じであるという点が改めて確認された。

- 2020年6月にUSPTOとの間で、新型コロナウイルスに対抗する強力な武器であるイノベーションの促進を支援していくとの共同メッセージを公表[1]。
- 2020年7月にEPOとの間で、コロナ禍におけるグローバルな課題に対する共通の解決策に向けた共同メッセージを公表[2]。
- 2020年7月に開催された第13回五庁（IP5）長官会合後、五庁間での連携を強化する旨の五庁共同声明[3]を公表。
- 2020年10月にG20のサイドイベントとして開催されたGlobal IP Challenges Forum（IP20+）[4]において、各知財庁間での協力促進等に関する共同声明を採択[5]。
- 2020年11月に意匠五庁（ID5）商標五庁（TM5）で、コロナ禍への対応に関する共同メッセージを公表[6]。

なお、ASEAN地域との間では、2020年11月に開催された第23回日ASEAN首脳会議において、COVID-19に対抗するために利用可能なイノベーションを促進する上で知的財産を尊重する必要があることを認識する旨の議長声明を採択している[7]。

また、インド商工省産業国内取引促進局との間では、2021年3月に開催された第4回日印知的財産評価会合において、COVID-19による未曾有の危機の中で、社会を支えるイノベーションが重要であることと、イノベーションを促進することが知的財産制度の本質であることを再確認する旨の共同声明を採択している[8]。

USPTOとの
共同メッセージ

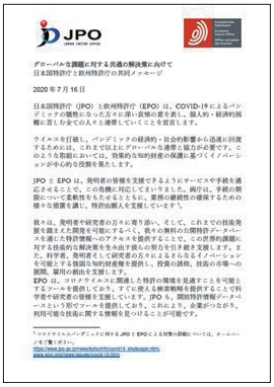

EPOとの
共同メッセージ

各知財庁における救済措置

各知財庁では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた制度ユーザーに対して、発明者・出願人の手続上の不都合を極力減らすべく救済措置を整備している。一方で、海外に出願しようとしている制度ユーザーにとって、コロナ禍において、出願先の庁の稼働状況やどのような救済措置が適用可能なのかを一覧性を持って知ることができれば有益である。このため、WIPOは加盟国における状況をとりまとめCOVID-19 IP Policy Tracker[9]として提供しており、日本国特許庁もこれに連携し、最新状況を掲載するようにしている。加えて、五庁（IP5）ウェブサイトにおいても、コロナ禍での各庁の救済措置へのリンクを共有することで、情報共有・発信に努めている[10]。

新型コロナウイルス感染症の世界的な終息時期

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/us/20200601-jointmessage.html
2 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/20200716-jointmessage.html
3 https://www.fiveipoffices.org/wcm/connect/fiveipoffices/f05f03ef-59bc-4eb2-99c1-71874bc278fe/2020+IP5+joint+statement_07212020.pdf?MOD=AJPERES&CVID=
4 https://www.ip20.org/
5 https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201027003/20201027003.html
6 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/201116_covid19.html
7 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/page1_000894.html
8 https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210316002/20210316002.html
9 https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/ipo-operations
10 https://www.fiveipoffices.org/resources/covid19_response

は未だ見通せず、世界各国における経済への悪影響が長期間続くことが懸念されるため、今後も備えていくことが重要である。コロナ禍に対抗し経済を支えるイノベーションを生み出す支援ができるよう、今後も知財制度という観点から国際連携に取り組んでまいりたい。

2. 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）や、世界貿易機関（WTO）のTRIPS理事会[1]において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）

WIPOは、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である[2]。加盟国数は、我が国を含め193であり[3]、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPOの予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の9割以上を占めており、中でも特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料収入が全体の約4分の3を占める。

WIPO本部（スイス・ジュネーブ）

【糟谷長官の一般演説】

①WIPO加盟国総会

WIPO加盟国総会は、WIPO全体の予算の策定、事務局長の任命、PCTやマドリッド協定議定書の規則改正の承認等、WIPO全体に関わる事項についての意思決定を行う会合であり、毎年秋に開催されている。第60回加盟国総会（臨時）は2020年5月に、第61回加盟国総会は同年9月に開催された。

第60回加盟国総会は、次期事務局長（DG）を任命するために臨時で書面手続きにより実施された。2020年3月のWIPO調整委員会において次期DG候補に指名されたダレン・タン氏（当時シンガポール知財庁長官）を次期DGに任命した。同氏は2008年よりDGを務めたフランシス・ガリ氏の後任として、2020年10月1日から6年間DGを務める。

第61回加盟国総会は、ジュネーブの会議場での物理参加とオンライン参加の組み合わせによるハイブリッド形式で開催され、我が国代表団は物理とオンラインの双方で出席した。会合初日、我が国を代表して糟谷長官がビデオ映像により一般演説を行い、2020年9月に退任するガリDGのこれまでの貢献への感謝や、タン次期DGが就任演説で述べた「グローバルIPエコシステム」の実現への期待を述べつつ、新型コロナウイルスへの対応を含めたグローバル課題への貢献、新技術に対応した制度整備、ユーザーの利便性の更なる向上、人材育成やITシステムの整備を含む知的財産インフラの強化について、WIPOが国際社会に貢献することへの期待を表明した。本総会では、新型コロナウイルスの影響に対する対応、監査・監督に

1 Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
2 1970年に設立され、1974年に国連の14番目の専門機関となった。
3 2021年4月現在

関する事項やWIPO計画予算委員会の報告、今次総会で議論が見送られた議題を扱う臨時総会の招集等、諸々の重要事項について活発な議論が行われた。

さらに、本総会では、新型コロナウイルスの影響による次期事務局次長（DDG）・事務局長補（ADG）の選定手続の遅延のため、9月末で任期が切れる現職DDG・ADGを12月末まで再任命する提案が承認された。そして、同年12月に開催された第79回調整委員会は、4名のDDG候補と夏目健一郎氏を含む4名のADG候補について審議を行い、DDGを承認するとともに、ADGに好意的な助言を行うことを全会一致で決定した。新たなDDG・ADGは2021年1月1日に就任している（任期は2026年9月まで）[1]。なお、新型コロナウイルスの影響により、WIPO加盟国総会をはじめとする多くのWIPO関連会合は、ハイブリッド形式で開催されている。

②特許

a. PCT関連会合

PCTは、一つの国際出願により、153の締約国（2021年3月現在）全てに出願した効果を与える条約であり、1970年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001年からPCTリフォームが議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。現在も引き続き、PCT作業部会、PCT国際機関会合（PCT-MIA）、PCT同盟総会等において、PCT制度の更なる発展について検討が行われている。

(i) PCT作業部会及びPCT技術協力委員会

PCT作業部会は、PCTに関する広範な議題を検討し、PCT同盟総会に向けて締約国間で協議を行う場と位置づけられている。PCT技術協力委員会は、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）の任命にあたり、PCT同盟総会に助言を与える委員会である。

2020年10月の第13回PCT作業部会及び第31回PCT技術協力委員会では、緊急事態における手続の救済措置の強化に関する議論とともに、2022年1月に予定されている特許出願における塩基及びアミノ酸配列の配列表表記に関するWIPO標準ST.26への移行に関連し、当該移行に伴うPCT規則改正案が提示され、作業部会は次回PCT同盟総会への提案を承認した。

また、技術協力委員会では、ユーラシア特許庁からのISA及びIPEAへの任命申請について、同特許庁が提出した報告書に基づき議論が行われ、多くの締約国から賛同が得られた。これを受けて、次回PCT同盟総会に対してユーラシア特許庁をISA及びIPEAとして任命するよう助言することが合意された。

(ii) PCT-MIA

PCT-MIAは、国際機関（ISA・IPEA）として任命されている知財庁の会合であるとともに、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場としても位置づけられている。2021年3月の第28回会合では、PCT国際出願に基づき優先権を主張する際の優先権書類発行手続の効率化、緊急事態における手続の救済措置の強化について議論が行われるとともに、PCT最小限資料の見直しやWIPO標準ST.26への移行に関する現状報告が行われた。また、品質に関する事項を効率的に議論するために設置されている品質サブグループ会合において、各庁の品質管理体制等に関する報告やその報告に関する議論が行われた。

b. WIPO特許法常設委員会（SCP）

SCPは、2000年11月の第4回会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていた。

2005年6月の第11回会合以降、南北対立により3年間、会合を開催することができなかったが、その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、2011年5月の第16回会合以降、(i)

1　https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/wipo2020-12.html

1

特許権の例外と制限、(ii) 特許の質（異議制度を含む)、(iii) 特許と健康、(iv) 依頼者と代理人の間の秘匿、(v) 技術移転の5項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

第32回会合[1]（2020年12月）では、これら5項目に関し意見交換がなされ､我が国からは、(ii) 及び (v) の項目に関する議論において､それぞれ、AI関連発明の出願状況や､その審査に関する取組、及びWIPO　GREENへの貢献を含む、技術移転に関する国内外の取組について、プレゼンテーションを行った。また、将来の作業として、第33回会合以降で上記5項目について引き続き議論を行うことに合意した。

③意匠

a. ハーグ制度の法的発展に関する作業部会

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定には2021年3月現在、我が国を含む65の締約国が加盟している。

ハーグ制度の法的発展のための作業部会は、ハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、意匠の国際登録に関するハーグ協定の共通規則改正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。

2020年12月の第9回作業部会では、国際登録された意匠の秘匿期間をより長期としたいユーザーニーズを踏まえ、国際登録日から6月とされている国際公表までの標準期間を12月とするとともに、出願後に即時公表を希望する場合はその旨請求可能であることを明確化する規則改正提案が議論された。本提案は我が国や我が国ユーザーからの強い支持もあり、2022年1月1日を発効日として次回のハーグ同盟総会に諮ることが合意された。また､新型コロナウイルスの経験を踏まえ、天災など不可抗力により期間を遵守できなかった国際事務局に対する手続の救済に関する規則改正提案について多くの締約国から賛同が得られ、ハーグ同盟総会で採択されてから2月後を発効日として次回のハーグ同盟総会に諮ることが合意された。また、ハーグ制度の手続言語を追加する提案については次回作業部会で議論を行うこととなった。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

SCTは、WIPO加盟国及びオブザーバーが意匠、商標及び地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である。

意匠分野では、現在、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス（GUI）等の新しい意匠の保護に関する議論が行われており､第43回会合（2020年11月）では、第42回会合（2019年）において我が国と米国が共同して提案した、GUIの意匠保護に関する共同勧告の修正案について議論した。また、優先権書類の電子的交換（DAS）に関する各国の最新状況の情報共有や、パリ条約第11条に基づき特定の国際博覧会において意匠に与えられる仮保護に関する各国調査についての議論が行われている。

なお、SCTでは、第24回会合（2010年）以降、DLTの検討が行われ、各国専門家による議論を経て、調和の対象となる実質的な手続内容については､既に一定の方向性が打ち出されているものの、(i) 途上国の条約履行を促進するための技術支援に関する規定、及び (ii) 伝統的文化表現等の出所開示に関する規定の位置付けについて、南北間の懸隔が残っている状況にある。現在、これら論点については、WIPO加盟国総会や非公式協議の場で議論されている。

c. ロカルノ同盟専門家委員会

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する条約であり､1968年に成立し､1971年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類（ロカルノ分類）の最新版は2021年1月に発効した第13版であり、32のクラスと237のサブクラスから構成される。

2021年3月現在のロカルノ協定には、英国、

1　https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55611

フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国、インド、シンガポール等の59の締約国があり、我が国では2014年9月24日に発効した。

2019年11月に開催されたロカルノ同盟第14回専門家委員会では、ロカルノ分類第12版への修正及び追加提案が議論され、ロカルノ分類の利便性の向上を図るため、我が国からも「電動車椅子」や「電子決済端末機」といった新規物品を製品リストに追加する提案等を行った。これらの議論の結果、採択された修正及び追加提案は、最新版である第13版に反映されている。

④商標

a. マドリッド制度の法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2021年3月現在、我が国を含む108の締約国が加盟している。

マドリッド制度の法的発展に関する作業部会は、マドリッド制度の利便性向上等のため、主にマドリッド協定議定書に基づく規則改正を議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け、締約国間の事前協議・調整を行う場となっている。2020年10月の第18回作業部会では、商標の多様性を考慮して非グラフィカルな標章も国際出願時に提出可能とする規則改正提案について多くの締約国から賛同が得られ、2023年2月1日を発効日として次回のマドリッド同盟総会へ諮ることが合意された。また、同一の商標であれば、締約国における国内登録を国際登録に置き換えることにより、複数の締約国において国内登録された同一の商標を国際登録として一元管理することを可能とする代替制度に関し、部分的な商品・役務の代替も可能であることを明確化する規則改正提案について、2025年2月1日までの経過措置を設けた上で発効日を2021年11月1日として次回のマドリッド同盟総会へ諮ることが合意された。また、新型コロナウイルスの経験を踏まえ、天災など不可抗力による国際事務局に対する手続期間の不遵守の救済についての規則改正提案について議論され、多くの締約国から賛同が得られ、マドリッド同盟総会で採択されてから2月後を発効日として次回のマドリッド同盟総会に諮ることが合意された。その他、マドリッド制度の手続言語を追加する提案等についても議論が行われた。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

商標分野では、主に国名等の保護について議論が行われている。

国名等の保護については、2014年の第31回会合で、ジャマイカから、国名の保護強化のための共同勧告案が提案され、議論が行われてきたものの議論の収束には至っていない。その後、2018年の第39回会合では、ジョージア・アイスランド・インドネシア等をはじめとした複数の国による国名及び国家的重要性のある地名の保護の提案、並びにペルーから国ブランドの保護の提案がなされた。ジョージア等の提案については、保護の対象が不明確等の懸念が複数国から表明されており、2020年の第43回会合においても、議論は収束していない。ペルー提案については、第42回会合において、各国がどのように国内外の国ブランドを保護しているか実態調査を行う追加提案がなされ、その後実施された調査結果について今後の会合において報告することとされている。

地理的表示（GI）については、各国の多様なGI制度への理解促進のため、情報セッションが開催されている。

⑤その他

a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）[1]

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源（GR）・伝統的知識（TK）・伝統的文化表現（TCEs）[2]に対して、国際的な保護の枠組を知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的

1　Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore
2　最近のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

に議論を行うため、WIPO内にIGCが設置された。これまでに40回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書に合意することを目的にテキストベースの交渉を行うというマンデートに基づき、具体的なテキストを用いて議論が行われてきた。しかし、国際的な保護枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2019年のWIPO加盟国総会において、2020/21期マンデートが承認されたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2021年3月末時点で会合は開催されていない。

b. WIPO「開発アジェンダ」

2007年WIPO加盟国総会において、45項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会（CDIP）[1]」の設立が合意された。CDIPは、2008年以降、毎年2回開催され、主にWIPO加盟国総会で合意された45項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックドメイン」等のプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、「IP Advantage」データベースがある。本データベースは、途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ることを狙いとするものであり、2010年9月よりWIPOのウェブサイト[2]上で公開している。我が国がWIPOに任意拠出を行っているFunds-in-Trust Japan Industrial Property Global（FIT Japan IP Global）事業の一環として、WIPO日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続して進められており、2021年3月現在、226件の事例が公開されている。

c. WIPO標準委員会（CWS）

CWSは、2009年9月のWIPO加盟国総会でその設置が承認されて以来、出願番号の記載方法、国コード及びXML等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準であるWIPO標準に関する議論が行われてきた。

2020年12月に開催された第8回会合では、Web API[3]に関する新標準（ST.90）、マルチメディア標章の電子的管理に関する新標準（ST.69）、商標のリーガルステータスに関する新標準（ST.61）及び意匠の電子的な表示に関する新標準（ST.88）がそれぞれ承認された。また、ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の標記に関する標準であるST.26及び特許に関するリーガルステータスの標準であるST.27の改定が承認された。

d. WIPO GREEN

WIPOは、国連の専門機関として、知的財産の活用を通じ、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）に貢献することを目指している。

WIPO GREENは、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的として2013年に立ち上げられた取組であり、オンラインデータベースや地域の活動を通じ、環境技術の希望者と提供者をつないでいる。そして、7,200件以上の技術、ニーズ、専門家が登録されたデータベースは、世界中で1,700人以上のユーザーに利用されている（2021年5月現在）。詳細はColumn22「環境技術の技術移転を促すグローバルプラットフォーム『WIPO GREEN』のご紹介」を参照のこと。

また、これまで、政府機関、業界団体、企業、大学、研究機関など120を超える組織がWIPO GREENパートナーの国際ネットワークに参加し、この取組を支援し、助言を与える等の活動を行っている。我が国からも、30の組織がパートナー

1 Committee on Development and Intellectual Property
2 http://www.wipo.int/ipadvantage/en/
3 Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェア開発やプログラミングに利用できるデータ提供様式

2

として参加している（2021年5月現在）。

特許庁は、2020年2月19日にWIPO GREENパートナーとなった。今後も、WIPO本部、WIPO日本事務所（WJO）、日本のパートナーとも協力し、この取組を積極的に支援し、環境技術の普及に取り組んでいく[1]。

e. 知的財産とAIに関する対話

幅広い技術分野におけるAIの急成長に伴い、知的財産に関連する多くの政策的課題について加盟国と意見交換を実施するため、WIPOは2019年から知的財産とAIに関する対話を開催している。

特許庁は、2020年7月、11月に開催された本対話に参加し、AI関連発明に関する特許審査事例整備や実体審査を含む知財システムの効率化のためのAI導入の検討など、時代に先駆けて課題の発見及び審査実務の明確化等に務めてきたパイオニアとして、知的財産庁として留意すべき点を喚起し、また審査実務における考え方を発信した。

f. WIPO日本事務所（WJO）との連携

WJOはWIPOの外部事務所であり、日本における知的財産制度のプロモーション、日本政府や裁判所との連携、国際出願制度の普及等に取り組んでいる。

特許庁は、国際出願制度ユーザーの支援、FIT Japan IP Globalを活用した途上国協力、WIPO GREENの普及等、WJOと様々な側面で協力しており、2021年1月にはWJOとの協力内容を紹介するホームページを公開した[2]。今後も、WJOと協力して、世界の知的財産制度の利便性向上に貢献していく。

(2) 世界貿易機関（WTO）

①知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）[3]とTRIPS理事会

1995年、WTOの創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効したTRIPS協定は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能しており、WIPOを中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS理事会は、TRIPS協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、2002年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

a. TRIPS協定と生物多様性条約との関係

TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）[4]との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題[5]と認められたものの1つである。

遺伝資源提供国（主として、途上国）は、CBDに規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識（遺伝資源等）の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件（新規性・進歩性等）を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS協定を改正（特許出願時の遺伝資源等の出所／原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示）すべきと主張している。

一方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS協定とCBDに不整合はなく、CBDの遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書[6]が採択されていることから、TRIPS協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防御的保護の観点から、我が国は、WIPO/IGC[7]と同様に、特許審査用データベースの構築提

1　詳細は特許庁ウェブサイトを参照：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/green.html
2　詳細は特許庁ウェブサイトを参照：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/wipo-japan-office.html
3　Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights
4　1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源（ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する）の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転等が盛り込まれた。CBDの規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改正が必要との主張が途上国からなされている。
5　実施問題とは、TRIPS協定を含む、WTO協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。
6　「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」
7　本章（1）⑤a. 参照

1　2

案を行っている。

b. 知的財産とイノベーション

知的財産活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012年11月のTRIPS理事会から議論が行われている。2020年、2021年3月のTRIPS理事会では、「中小企業の競争力創出」を通年テーマに、商標を通じた中小企業の競争力創出（2月）、様々な知的財産の包括的保護を通じた中小企業の競争力向上（10月）、環境技術による、中小企業の競争力強化（2021年3月）といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産の重要性を説明した。他方、インド等の一部の途上国は、知的財産はイノベーションの障壁ともなり得ると主張したものの、全体を通して、各メンバーが今回のテーマを評価し、強い関心を有しており、途上国を含めた多くのメンバーに、本議題の重要性が広く認識される形となった。

c. 医薬品に関する後発開発途上国（LDC）に対する経過措置の延長

TRIPS協定第66条第1項では、LDCに対しTRIPS協定を履行するまでに10年の経過期間が与えられていた。これについて、LDCからの経過期間延長要請がTRIPS理事会で承認され、現在、2021年7月1日まで経過期間が延長されている。2020年10月のTRIPS理事会において、LDCから期限延長を要請する提案文書が提出されたことを受け、同理事会において議論が行われており、期間満了前（遅くとも2021年6月中）には、結論が出される予定である。

また、2015年2月のTRIPS理事会では、医薬品に関して、TRIPS協定第2部第5節の「特許」及び同第7節の「非開示情報の保護」についての経過期間、TRIPS協定第70条第8項（メールボックス出願規定）の履行義務免除、並びにTRIPS協定第70条第9項（排他的販売権規定）の履行義務免除を、各国がLDCである限り無期限に認めるようLDCから提案がなされた。以降、LDCと各国による二国間協議等を通じて調整が行われ、2033年1月1日まで上記の経過期間と履行義務免除を認めることが合意された。

d. 新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS協定の特定義務の免除

2020年10月、インド及び南アフリカ[1]からTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のために、同感染症対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）を当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされた。同年10月の通常会合以降、累次の公式及び非公式のTRIPS理事会が開催され、依然として議論は継続中であるものの、賛成国（主に途上国）と反対国（主に先進国）とが対立し、また、少なくない数の国が立場を保留しており、合意の見通しは立っていない（2021年3月末時点）。

②貿易政策検討制度（TPRM[2]）

TPRMは、WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO加盟国の内、過去3年間の貿易量の平均の上位4か国（近年は概ね日本、米国、EU及び中国）は3年に1回、次の16か国は5年に1回、その他の国は7年に1回、TPRMの対象国となる。我が国に対するTPRMに基づく検討会合は、直近では2020年7月に実施された。

1 2021年3月時点で、インド、南アフリカに加え、ケニア、エスワティニ、パキスタン、モザンビーク、ボリビア、ベネズエラ、モンゴル、ジンバブエ、エジプト、LDCグループ、アフリカグループ及びモルディブが共同提案国入りしている。
2 The Trade Policy Review Mechanism

(3) APECにおける知的財産権専門家会合（IPEG）

APECとは、アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合（IPEG）が設立された。IPEGの具体的活動としては、通常毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムの開催が挙げられる。

2020年10月の第51回会合では、新型コロナウイルス感染症やIoT/AI関連技術に対する日本の取組について我が国から紹介し、2021年2月の第52回会合では、カナダ、香港、韓国、ペルー、台湾、米国からの知的財産権制度に関する取組に関する情報収集を行った。なお、第51回、第52回会合ともに、新型コロナウイルスの影響により、オンライン形式にて開催された。

環境技術の技術移転を促すグローバルプラットフォーム「WIPO GREEN」のご紹介

WIPO日本事務所[1]

世界知的所有権機関（WIPO）では、国連の専門機関として、知的財産の活用を通じ、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に向けた様々な活動を展開している。このうち、本稿では、WIPOが運営する環境技術の活用を促進するための国際的なプラットフォームである「WIPO GREEN」について詳しく紹介したい。

〈WIPO GREENとは〉

日本知的財産協会（JIPA）をはじめとした日本の産業界の提案に端を発し、2013年に正式にスタートしたWIPO GREENの枠組みは、世界中から登録された環境技術や、環境技術を必要とするニーズ情報を集めたデータベースを大きな柱としている。WIPOは、このWIPO GREENを主要な施策の一つとして掲げ、データベースを通じて技術の提供者と希望者とのマッチングやネットワークを促進し、環境技術の開発や普及に積極的に取り組んでいる。実際のライセンス等の交渉は当事者同士に委ねられるが、技術移転を積極的に進めるためのマッチングイベントや、対象地域でのニーズ調査を実施する促進プロジェクト、技術移転を技術、法律、知的財産、融資等の視点から支援する専門家のデータベース等、WIPOでも各種の支援サービスを用意している。このようなオープンイノベーションに与するビジネスモデルは他にも例があるが、WIPO GREENは、①国連の専門機関であるWIPOが中立的な立場で運営しているグローバルなプラットフォームであり、②技術分野を環境技術に焦点を絞って運用され、③どの企業・大学・機関・団体等でも無料で参加が可能であり、④技術情報のみならず、ニーズ情報や専門家情報もデータベースに登録されている、という点が特徴であり、これを通じたより実効的なグローバルな技術移転の実現、そして、地球規模課題の解決への貢献が期待される。2013年の設立以降、世界中から1,700以上の個人や組織がユーザー登録し、データベースには、6,500以上の技術情報、260以上のニーズ情報、400以上の専門家情報が登録されている（2021年5月時点）。

〈WIPO GREENの利用について〉

WIPO GREENは、世界中の誰でも無料でアクセスすることができ、ユーザー登録をすることで、データベースに環境技術の技術情報等の登録や、興味のある登録情報の提供者へコンタクトすること等が可能となる。さらに、パートナーとして登録すると、WIPO GREEN諮問会議（基本的にWIPO本部で開催）の一員としての資格が得られ、WIPO GREENを支援し、助言を与える等の活動を行うことができる。これに加えて、WIPO GREENのホームページにあるパートナーリストへ掲載されるため、自らのSDGsへの貢献を国内外に示すことで環境分野における企業ブランドの国際的なイメージアップにつながるなど、パートナーとして参加することの意義は大きいといえる。

1 WIPOの外部事務所の1つ。東京・霞が関に位置する。詳しくは、WIPO日本事務所のウェブページを参照されたい：https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/
また、WIPOやWIPO日本事務所の主要な活動については、ニュースレター（四季報）にて定期配信中：https://www3.wipo.int/newsletters/ja/#wipo_japan

1 1

〈日本からのWIPO GREENへの貢献〉

日本の産業界発のアイディアであるこのWIPO GREENは、世界中の政府機関、業界団体、企業、大学などからの共感を得て広がり、日本のプレゼンスを大いに高めた。その一方で、日本からのパートナー参加数は長く低調であったが、SDGsへの関心の高まりを背景に、この一年強の間に日本国特許庁や東海国立大学機構（名古屋大学、岐阜大学）等の公共機関も含め多くの企業・団体が相次いで参加を表明し、日本からのパートナー参加が急激に増加している。WIPO GREENパートナーは、2021年5月時点において全世界で126機関に上るが、そのうち日本は30機関を占め、パートナー数は世界一である。また、日本国特許庁はWIPOへの任意拠出金を通じてWIPO GREENの支援を行っている。

図1　日本のWIPO GREENパートナー一覧（2021年5月時点）

政府機関	日本国特許庁
企業	貝印、キヤノン、コニカミノルタ、GSアライアンス、GMS、資生堂、住友大阪セメント、住友電気工業、ダイキン、ダイセル、帝人、東洋アルミエコープロダクツ、トヨタ自動車、豊田自動織機、パナソニック、日立製作所、富士通、本田技研工業、三菱電機、リコー
団体	Team E-Kansai、日本知的財産協会、日本弁理士会
大学・研究所	明治大学高分子科学研究所、早稲田大学環境総合研究センター、東海国立大学機構、国立大学法人山形大学
その他	正林国際特許商標事務所、発明推進協会アジア太平洋工業所有権センター

図2　国立大学法人東海国立大学機構がWIPO GREENパートナー参加を表明（2020年11月）

澤井日本事務所長（写真左）、松尾清一名古屋大学総長（写真右）、森脇久隆岐阜大学学長（写真内モニター左側）

〈今後の展望〉

コロナ禍で、世界的にサステナビリティやSDGsへの取り組みの必要性が一層高まる中、2020年の世界知的所有権の日（4月26日）のテーマが「Innovation for a Green Future」であったことからも、WIPOとしても本施策に注力していることが伺える。このように、WIPO GREENに大きな関心と期待が寄せられている一方で、データベースに登録されているニーズ情報が少ない点が課題として挙げられる。これは、世界中の様々な機関・企業が実際に必要としている技術について明らかになる貴重な情報であり、ニーズを理解することは新たなグローバル市場を開拓する手助けとなる。今後、データベースの価値のさらなる向上に向け、環境技術だけでなく、イノベーションに欠かせないニーズ情報を拡充していくことが望まれる。このためには、既存のパートナー等からの協力を得て、より多くの環境技術関係者の参加を促す周知活動に努める必要がある。また、WIPO GREEN施策の成果として、日本からの技術移転に基づく成功例を生み出し、さらにそれを積極的に国内外に発信していくことが重要である。

WIPO日本事務所では、引き続き日本からの多くのパートナー参加を歓迎するとともに、WIPO GREENの活動を積極的に支援し、環境問題解決を通じてSDGs達成に貢献していく。

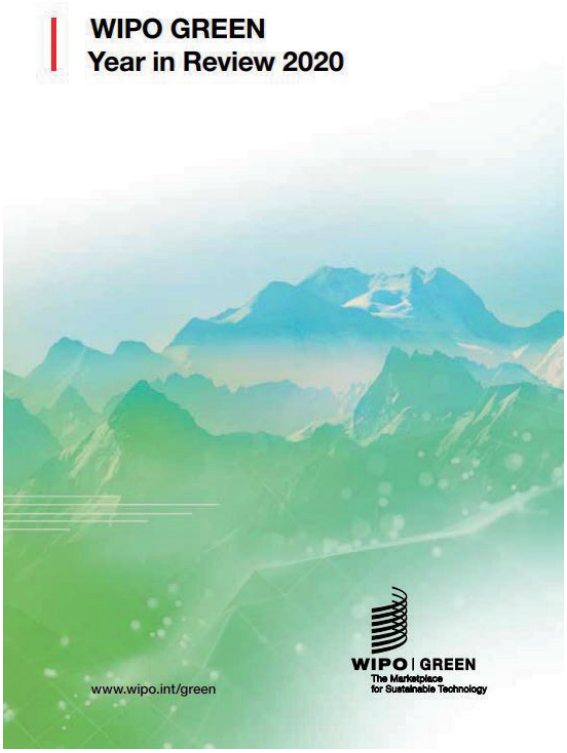

3. 途上国等に対する取組

知的財産制度は途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、必要なインフラである。これらの国における知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、貿易・投資環境の改善につながり、事業活動を行う我が国企業の知的財産権の保護だけではなく、直接投資の拡大による途上国の経済発展にも寄与する。

このため日本国特許庁は、関係機関と連携して、途上国に対して知的財産権の保護強化のため、人材育成や技術協力等を積極的に支援している。本節では、協力スキームや具体的な取組についてその概要を紹介する。

(1)協力スキームの概要

Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global（FIT Japan IP Global）（世界知的所有権機関（WIPO））

我が国は1987年から世界知的所有権機関（WIPO）に対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」（FIT Japan IP Global）が設置されている。創設当時、アジア太平洋地域に限定されていた支援対象は、2008年にはアフリカ地域に拡大され、さらに2019年には地域の限定をなくした「グローバルファンド」として刷新され、現在に至っている。同ファンド創設以来34年間で、総額約8,500万スイスフランを拠出し、80か国以上に支援を行ってきた。

多年にわたる支援の中で、知的財産分野での協力推進を目的とした各国・地域とのハイレベル会合の実施、各種ワークショップの開催、知的財産法法制度・運用整備のための専門家派遣、知的財産庁の情報化支援等、様々な取り組みを通じて、途上国における知的財産制度の整備に貢献し、制度を担う人材の育成に注力してきた。

技術協力（独立行政法人国際協力機構（JICA））

途上国における知的財産法法制度整備及び人材育成を目的として、JICAが行う事業を通じて日本国特許庁の職員を知的財産制度に関する専門家として途上国に派遣している。

産業財産権人材育成協力事業

途上国において知的財産制度を担う人材の育成を通じて、知的財産制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした途上国を対象に、知的財産に関する知識向上のための研修プログラムを提供・実施している。また、研修の提供に加え、各国向けのフォローアップセミナーを開催し、各国と我が国及び各国からの研修生相互の人的ネットワークの構築を図り、各国知的財産制度の現状に関する情報の交換を行っている。研修で使用される各種テキスト[1]や長期研究生の研究論文[2]は、日本国特許庁のホームページへ掲載するなどして情報発信を行っている。

1996年に開始した本事業を通じ、2021年3月までの25年間に、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした89か国・5地域から官民合わせて7,042名の研修生を対象に研修を提供・実施し、途上国における知的財産制度の基盤の中核を担う人材を輩出するとともに、ネットワークを構築している。

1　日本国特許庁ホームページ（研修で使用される各種テキスト）：
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/index.html
2　日本国特許庁ホームページ（長期研究生の研究論文）※英語サイト：
https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html

1
2

(2)個別事業の紹介

①人材育成に関する協力

日本国特許庁では、人材育成に係る協力として、途上国への専門家派遣、途上国研修生への知財研修プログラムの実施、日本を含む各国でのワークショップの開催等を実施している［3-2-2図］。

以下では2020年度の主な活動を紹介する。

a. 専門家派遣

FIT Japan IP Globalによる専門家派遣

途上国における知的財産法法制度・運用整備のため日本国特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣している。1987年よりアジア太平洋地域、2009年よりアフリカ地域への専門家派遣を開始し、2020年度までに約400名の専門家を途上国に派遣してきた。その後、2019年には、日系企業の進出が多いブラジル、マレーシアがマドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）の締約国となり、さらに、ベトナムが意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（ハーグ協定）への加盟を実現した。2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりFIT Japan IP Globalによる現地への専門家派遣は実現には至らなかったが、今後も引き続き支援を実施していく。

JICAとの連携よる専門家派遣

インドネシア

ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト

2020年12月まで、日本国特許庁職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣し、インハウスの形式で、審査処理の適正化や審査基準の策定等、審査の質の向上や、税関等の執行機関における執行・取締体制の改善を目的とした支援を行った。

2018年のマドリッド協定議定書（国際商標登録出願手続条約）加盟の側面支援や、「模倣品海賊版対策映像製作コンテスト」を通じて模倣品の危険性や本物の良さを消費者に伝える意識啓発の取り組みを行う等、現地における知財制度の普及・整備にも貢献した。

早期・高品質な特許権付与技術協力プロジェクト

2021年5月から日本国特許庁職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣し、インハウスの形式で、特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。

ベトナム

工業所有権の審査能力強化プロジェクト

2021年3月から日本国特許庁職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣し、インハウスの形式で、特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。

ミャンマー

日本国特許庁職員1名を知的財産行政分野の長期専門家としてミャンマー教育省へ派遣し、インハウスの形式で、出願・審査・登録を担う知的財産庁の設立、知的財産制度運用に当たっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成に関する支援を行った。

2020年10月には、ミャンマー知的財産庁が既存の商標に関する業務を本格的に開始（ソフト・オープン）するなど、知的財産庁の設立に向けて貢献した。

b. 途上国向け知的財産研修の実施

途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施している。

2020年度は、18の研修コースをオンラインで実施し、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした国・地域から官民合わせて314名の研修生が研修を修了した。審査実務、業務運用改善、国際出願制度、情報化、普及啓発、産学連携等様々な研修コンテンツを提供し、日本のプラクティスを紹介すると共に、参加国間で意見交換を行った。

【2020年度　オンライン研修プログラムの様子（商標実体審査コース）】

c．フォローアップセミナーの開催

我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的として、日本国特許庁及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地特許庁の主催によるセミナーを開催している。2020年度は、ミャンマー及びインドネシアに向けて以下のテーマでオンラインにより開催した。セミナーには、研修修了生の他、現地知財庁関係者、大学・企業関係者等が参加し、活発な議論がなされた。

3-2-1図　【2020年度フォローアップセミナー開催実績】

開催国	テーマ
ミャンマー	経済発展に知的財産制度が果たす役割
インドネシア	デジタル時代における知的財産サービスの向上

【2020年度　オンラインフォローアップセミナーの様子（インドネシア）】

d．セミナー、ワークショップ等の開催

これまで述べてきた協力に加え、FIT Japan IP Globalを通じて、各種セミナー、ワークショップを開催[1]し、途上国各国と日本との協力関係を深めるている。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できない事業もあったが、ASEAN地域のTISCネットワーク開発会議、MIPプログラム等オンラインで開催された事業の実績を取り上げる。

ASEAN地域及び、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）地域のTISCネットワーク開発会議

WIPOが、途上国における知的財産に関する情報アクセス環境整備を目的として設置している技術・イノベーションサポートセンター（TISC：Technology and Innovation Support Center）について、2019年より職員の育成に関するフィージビリティスタディを開始しており、2020年10月26日、27日の2日間で、ASEAN10か国のTISC担当者及びWIPOがフィージビリティスタディの結果を基に意見交換を行う、「ASEAN地域のTISCネットワーク開発会議」がテレビ会議形式で開催された。

また、2020年11月23日、25日、26日の3日間でARIPO及び加盟国のTISC担当者及びWIPOがフィージビリティスタディの結果を基に意見交換を行う、「ARIPO地域のTISCネットワーク開発会議」がテレビ会議形式で開催された[2]。

TISCの利便性が向上することで、途上国における知的財産を活用した持続可能な経済発展が進むことを期待するとともに、途上国における知財環境が改善することで日本企業の進出に貢献することを目指している。

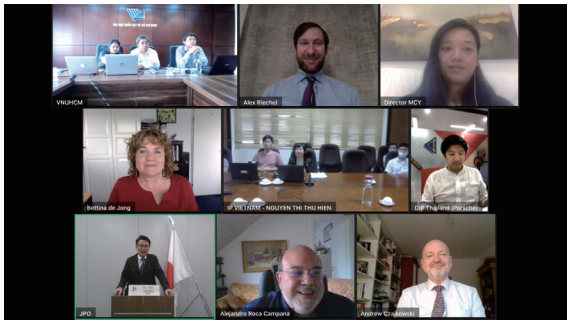

【ASEAN地域のTISCネットワーク開発会議】

1　https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html
2　https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202011/112701.html

1　2

知的財産修士プログラム（Master's degree in Intellectual Property（MIP）プログラム）

MIPプログラムは、アフリカファンドが設立された2008年から実施されているアフリカ開催の人材育成プログラムの一つであり、知的財産の側面から国の経済政策や科学技術政策を担う未来のリーダーの育成に注力している。本プログラムは、アフリカの広域知的財産庁であるARIPOとアフリカ知的財産機関（OAPI）がそれぞれアフリカ大学とヤウンデ第Ⅱ大学で実施している。本プログラムには、ARIPO加盟国及びOAPI加盟国からそれぞれ毎年20～30名の受講生が参加し、FIT Japan IP Globalから毎年それぞれ約12名の受講生に奨学金を提供している。これまで189名の卒業生を輩出し、各国で活躍している。

【ARIPO地域のTISCネットワーク開発会議】

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により当初の開催スケジュールに変更はあったものの、予定通りプログラムを実施した。

3-2-2図 【途上国に対する人材育成協力の実績】

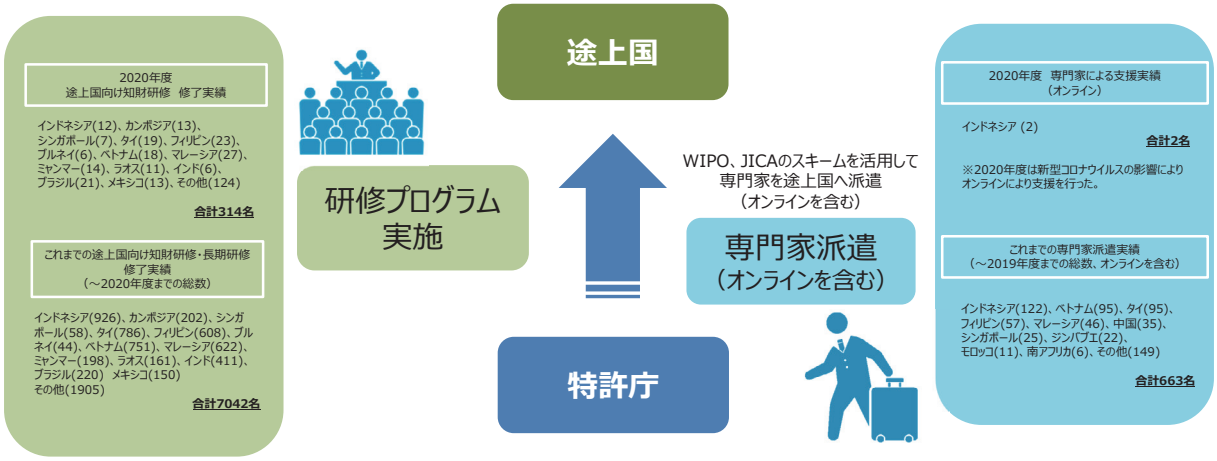

②情報化に関する協力

a. グローバルなITインフラの整備に関する協力

途上国においては、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとすべく、ITインフラの整備による知的財産行政の効率化が期待されている。

この状況を踏まえて、日本国特許庁は、途上国における審査の効率化と質の向上を目指し、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金（Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global（FIT Japan IP Global））を通じて、途上国のITインフラ整備を支援している。具体的には、出願書類等の紙書類の電子化支援[1]、途上国向けITシステムの開発支援、WIPO-CASE[2]の開発と普及の支援、IT人材育成のためのワークショップ等を実施している。

1 第2部第6章2.(3) ①紙書類の電子化支援 参照
2 第2部第6章2.(3) ③WIPO-CASEの開発と普及の支援 参照

b. 日本国特許庁の審査関連情報の提供

日本国特許庁は、「高度産業財産ネットワーク（AIPN[1]）」を通じて、その審査関連情報を海外の知的財産庁に提供している。これは、我が国の審査結果の有効活用により、海外の知的財産庁の審査負担を軽減し、海外における我が国の出願人の権利取得を迅速化することを目的としたものである。

AIPNにより、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本国特許庁の出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2021年4月現在、69か国・機関においてAIPNの利用が可能である。

3-2-3図　【AIPNの利用可能国・地域】

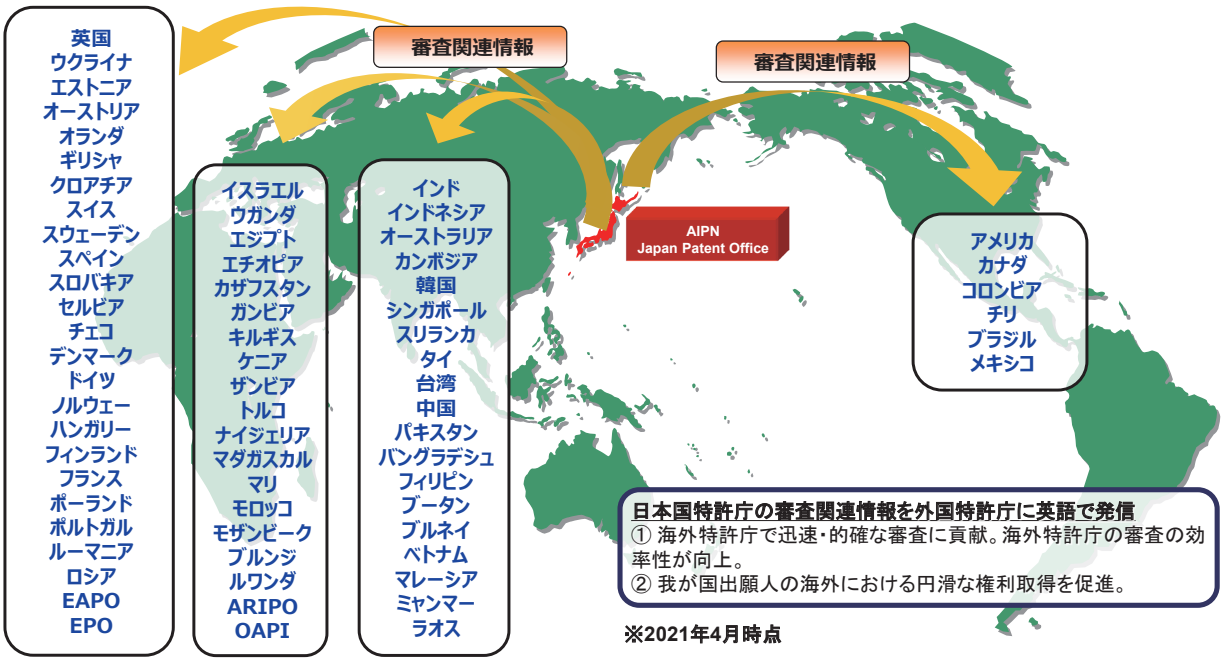

1　AIPN：Advanced Industrial Property Network。

4. 国際研修指導教官について

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められている。そのためには、海外特許庁の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要である。特に、ASEAN等の新興国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、新興国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられている。このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官から構成される国際研修指導教官を中心として、ASEANをはじめとする新興国各国の審査官に対して特許審査実務や人材育成に関する研修を提供している[1]。国際研修指導教官は、2012年4月から活動を行っており、29名（2021年度）の教官で構成されている。

国際研修指導教官は、新興国に直接赴くか、またはオンラインのライブ講義により、新興国審査官とコミュニケーションをとりながら特許審査実務を指導することで、研修効果を高めるとともに、相手方と深い信頼関係を構築している。研修内容は、新興国ごとの要望や成熟度等に応じたテーラーメイドなものであり、新興国向け研修テキストを活用した講義やケーススタディによる演習等を組み合わせたカリキュラムによって、新興国審査官の実務能力向上と我が国審査実務の更なる普及を図っている。

2020年度は、延べ21名の国際研修指導教官が、ベトナム、マレーシア、サウジアラビア、タイ、モロッコ、フィリピンの審査官計145名に対して研修を提供した［3-2-4図］。また、延べ13名の国際研修指導教官が、産業財産権人材育成協力事業[2]の4つの研修コースにおいて特許審査実務等に関する講義を担当し、延べ24の国・地域の計63名が研修を修了した。

特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、新興国審査官に対する効果的・効率的な研修の提供を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図る。そして、これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援していく。

3-2-4図 【国際研修指導教官による各国への研修提供実績（2020年度）】

実施期間	研修提供先	研修内容	受講者数
9/14-18、23-25	ベトナム	新人審査官フォローアップ研修（化学・電気分野）	13名
10/19-23	マレーシア	技術分野別OJT研修（自動車・化学分野）	37名
11/4-6、9-13	マレーシア	新人審査官研修	8名
11/24-26、11/30-12/3	サウジアラビア	技術分野別研修（医薬分野）	12名
1/25-29	タイ	技術分野別研修（自動車分野）、指導審査官向け研修	43名
2/1-5、8-10	モロッコ	技術分野別研修（電気・医薬分野）	10名
3/1-5	フィリピン	技術分野別研修（AI分野）	22名

オンラインでの研修提供（ベトナム）

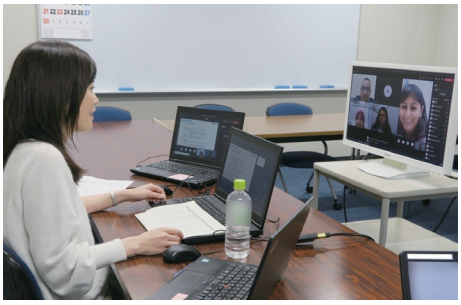
オンラインでの研修提供（モロッコ）

新興国向け研修テキスト

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html
2 第3部第2章3.及び以下URLを参照。
https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/index.html

1 2

5. 模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品・海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、日本国特許庁（JPO）をはじめとした政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

(1) 模倣品問題の現状

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化・複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権等の知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。2021年3月5日付財務省の報道発表[1]によると、2020年の我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め件数は、30,305件で、3年ぶりに3万件を超えた。このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、犯罪組織への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

JPOが実施した模倣被害実態調査によると、2019年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた法人のうち、同年度中に模倣被害を受けた法人数は、全体推計で、15,493社（全体の7.4%）であった。また、2019年度において我が国の産業財産権を保有する法人が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国（地域）、経由国（地域）及び販売提供国（地域）に分けてみると、製造国が中国（香港を除く。以下同じ。）である法人数は、全体推計で4,893法人、経由国が中国である法人は、全体推計で1,357法人、販売提供国が中国である法人数は、全体推計で4,015法人であり、いずれも中国が最多であった。次いで韓国、タイ、香港等アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。さらに、模倣業者が取締り・摘発から逃れようと、模倣手口の巧妙化も年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくことが必要になっている。

3-2-5図　【模倣被害法人数の割合（全体推計値）】

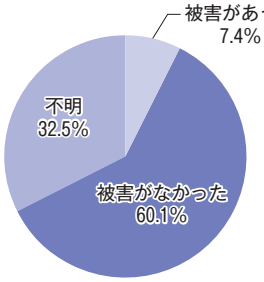

（資料）特許庁「2020年度模倣被害実態調査報告書」（2021年3月）

3-2-6図　【国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）】

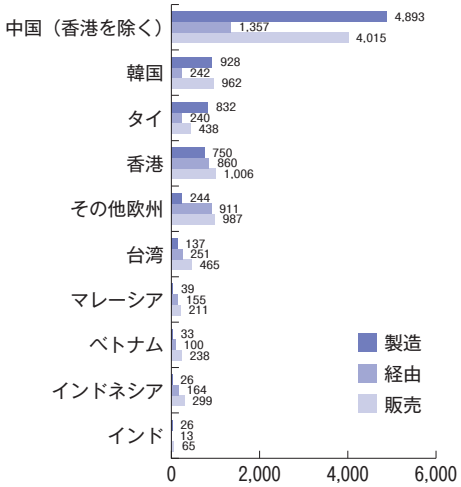

（資料）特許庁「2020 年度模倣被害実態調査報告書」（2021 年3 月）

1　https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2020/20210305a.htm

1

(2) 模倣品問題に対する日本国特許庁(JPO)の取組

①模倣品対策室及び政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月31日より経済産業省製造産業局に模倣品対策室及び「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」[1]を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として相談を受け付けてきた。2020年4月1日から、模倣品対策室及び政府の政府模倣品・海賊版対策総合窓口を特許庁に移管し、模倣品対策に関する機能を強化している[2]。

インターネットや電子商取引の発達による模倣品被害の多様化に伴い、製造業のみならず、コンテンツ産業等の幅広い業種で模倣品が広がり、年間約1,000件に上る相談の約6割が知的財産権に関するものとなっている。

今後JPOでは、関係省庁とも緊密な連携を図るとともに「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」において、権利者からの模倣品(産業財産権侵害)に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めていく。

②各国政府への働きかけと支援

2009年度に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキング・グループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、警察、裁判所等の取締機関等職員を我が国に招へいして知的財産権制度に関する意見交換を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関等職員の人材育成を支援している(2020年度についてはオンラインで実施)。

③産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」が設立され、2021年で20年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案等についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、IIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。このほか、IIPPFではASEAN諸国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。

JPOとしても、IIPPFの取組を支援しており、特に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実用新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。

1 https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html
2 https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200327003/20200327003.html

1 2

④模倣品対策に必要な情報の収集・提供

JPOでは、海外における我が国法人の被害状況を把握するため、統計法に基づく一般統計調査として模倣被害実態調査を実施し、その結果を「模倣被害実態調査報告書」として公表している。なお、本調査は2020年度を持って廃止され、規模を縮小して「知的財産活動調査」に併合される。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、日本貿易振興機構（JETRO）や日本台湾交流協会の海外事務所（ニューヨーク、サンパウロ、デュッセルドルフ、北京、香港、ソウル、バンコク、シンガポール、ニューデリー、ドバイ、台北）に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報をとりまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表[1]・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2020年における警察等取締機関からの照会は1,783件であり、昨年同様に高水準となっている。また、知的財産権の執行強化に向けて、税関職員向けの知的財産に関する研修にJPOの特許・意匠・商標の専門職員を講師として派遣するなど、国内取締機関との連携の強化を図っている。

⑥消費者等に対する啓発活動

国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている（Column 23参照）。

1　https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html
https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html

コピー商品撲滅キャンペーン ～買わない　売らない　買わせない！～

近年、インターネット上での取引の増加や模倣品取引等の手口の巧妙化に伴い、世界的にコピー商品の流通は広範化・複雑化している。一方、消費者においても、コピー商品購入にかかる問題点への認知度が高くないために、コピー商品を意識的に/無意識に購入してしまう層が一定程度存在することも課題である。こうした状況の中、日本国特許庁（JPO）では、2003年から継続して広報事業「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施し、知的財産権保護に対する消費者意識の向上に取り組んできた。

○20代前半をターゲットに展開

フリマアプリやSNS等の普及により、誰しもがコピー商品の買い手、売り手になりやすい社会になっている。そこで2020年度の「コピー商品撲滅キャンペーン」では、フリマアプリ、SNSの使用頻度が高い20代前半の社会人を主なターゲットとして、「買わない　売らない　買わせない！」をキャッチコピーにキャンペーン用特設ウェブサイトをJPOホームページ内に開設して動画配信等を行った。特設ウェブサイトには、コピー商品に関する正しい知識の紹介とともに、「コピー商品を入手した（或いはしそうになる）友人へ注意喚起できるようになる」意識の醸成を図る内容を、マンガ形式で掲載した。

また、各種SNS等を活用した動画配信、政府広報テレビにおける周知及びインフルエンサーによるSNS投稿企画を展開し、キャンペーンの認知度向上を図った。

○知的財産権侵害防止教育への試み

キャンペーン内容をコピー商品購入予備軍である高校生にも広めるため、キャンペーンでは初の試みとして、高校生向けに知的財産権侵害防止教育の授業を実践するための学習指導案を作成し特設ウェブサイトへ掲載した。さらに、この学習指導案を使用したモデル授業を、東京都立西高等学校において1年生を対象として実施し、授業の様子や生徒の感想等を特設ウェブサイト上で紹介した。

○キャンペーン動画再生回数約142万回、ターゲット層に効果

上述の取組みにより、特設ウェブサイトの閲覧数が約31万回、動画再生回数が約142万回を記録する等の反響が得られた。

また、キャンペーン開始後のターゲット層に対するアンケート形式の意識調査では、特設ウェブサイト等の閲覧後、コピー商品の購入に対して否定的な態度を示す割合が増加する等の効果が見られた。

コピー商品の弊害を周知し、コピー商品を買わない消費者意識を広く社会に浸透させるには、消費者がコピー商品に対する自身の意識と向き合うきっかけになるような啓発活動が重要である。JPOでは、知的財産権の重要性に関する消費者意識向上のため、今後も消費者及び消費活動の実情を考慮した効果的な周知・啓発活動を行っていく。

【2020年度キャンペーンイメージ】

【モデル授業内で、“本物の模倣品”を真贋判定する高校生の様子】

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

我が国は、幅広い経済関係の強化を目指して、アジア諸国を中心に経済連携協定（EPA）の締結を積極的に行っており、貿易・投資拡大に資する環境整備の一環として知的財産についても交渉分野に含めている。知的財産分野での交渉においては、TRIPS協定に規定される保護水準を上回る十分、効果的かつバランスの取れた知的財産保護を目指すとともに、効率的かつ透明性のある運用、及び十分かつ効果的なエンフォースメントの確保を目指している。また、発効済のEPA について、相手国に対して適切かつ確実な履行を求める取組も行っている。

(1) 日英包括的経済連携協定

日英包括的経済連携協定（日英EPA）は、EU離脱後の英国との、日EU経済連携協定（日EU・EPA）に代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定するEPAであり、2020年10月23日に署名され、2021年1月1日に発効した。日英双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ、本協定の知的財産章においては、日EU・EPAの規定をベースとしつつ、更に効果的に知的財産を保護し、利用の促進を図るべく、日EU・EPAを上回る規定を導入した。

日EU・EPAを上回る産業財産権分野の主な規定は以下のとおり。

- 悪意で行われた商標出願[1]を拒絶・登録取消する権限を当局に与えることを規定（外国周知商標の保護を含む[2]）。
- 特許の排他的権利への「輸出」、意匠の排他的権利への「販売の申出」の追加。
- 意匠権の存続期間の延長（日EU・EPAの規定である「20年」から「出願日から25年」へ延長）。
- 複数意匠一括出願制度[3]の導入。
- 商標権を侵害するラベル・包装の使用等に対する刑事罰の義務化。
- デジタル環境における知的財産権の侵害に対する権利行使について規定[4]

(2) 地域的な包括的経済連携協定

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、2020年11月15日に署名された。2019年11月以降交渉に参加していないインドについては、復帰を働きかけたが2020年の署名に不参加となった。本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約30%、我が国の貿易総額のうち約50%を占める地域の経済連携協定である。本協定の知的財産章においては、知的財産権の取得や行使などに関し、TRIPS協定を上回る保護等を規定している。

RCEP協定における産業財産権分野の主な規定は以下のとおり。

- 自国の法令に従い、悪意で行われた商標出願を拒絶・登録取消する権限を当局に与えることを規定。
- 周知商標であると決定するための条件として、自国又は他国で商標登録されていること等の要求の禁止。
- 音商標を保護の対象とすることを規定[5]。
- 商標の処理・登録・維持のための電子的な出願システム及び商標の出願・登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベースを各締約国が提供することを規定[6]。

1　例えば、日本の有名ブランドの商標が他国で未登録である際に、無関係な第三者が不正目的でその国にて商標登録しようとする出願。
2　他者の外国周知商標と同一又は類似の商標出願も、悪意の商標出願と判断された場合には、拒絶・登録取消されることを規律化。
3　一の願書によって二以上の意匠の登録出願を認める制度。なお、本規定には導入までの猶予期間が認められており、我が国においては、複数意匠一括出願制度は2021年4月1日に施行。
4　インターネットウェブサイト上での著作権侵害や、電子商取引プラットフォームやソーシャルメディアを通じた商標権の侵害を、民事上及び刑事上の権利行使手続の対象とすることを規定。
5　ただし、一部の締約国には本規定履行までの猶予期間が認められている。
6　ただし、一部の締約国には本規定履行までの猶予期間が認められている。

・不正商標商品等に対して、権限のある当局が職権で輸入差し止めできる手続を確保することを規定。

(3)交渉中のEPA

我が国は、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉を行っている。これらのうち日中韓FTAは、我が国にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約20%、アジアの約70%を占める。今後、RCEPを上回る付加価値を付与すべく、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。

3-2-7図　【日本のEPAの推進状況】

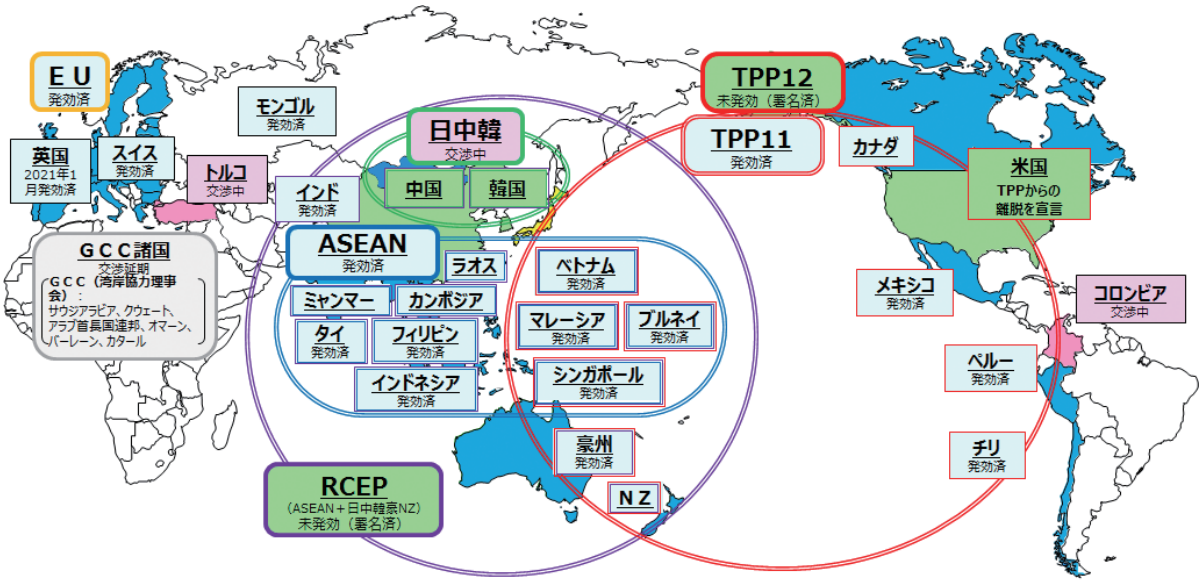

【発効・署名済みのEPA】

①日・シンガポールEPA（2002年11月発効）
②日・メキシコEPA（2005年4月発効）
③日・マレーシアEPA（2006年7月発効）
④日・チリEPA（2007年9月発効）
⑤日・タイEPA（2007年11月発効）
⑥日・インドネシアEPA（2008年7月発効）
⑦日・ブルネイEPA（2008年7月発効）
⑧日・ASEAN 包括的EPA（2008年12月から順次発効）
⑨日・フィリピンEPA（2008年12月発効）
⑩日・スイスEPA（2009年9月発効）
⑪日・ベトナムEPA（2009年10月発効）
⑫日・インドEPA（2011年8月発効）
⑬日・ペルーEPA（2012年3月発効）
⑭日・オーストラリアEPA（2015年1月発効）
⑮日・モンゴルEPA（2016年6月発効）
⑯TPP12（環太平洋パートナーシップ）（2016年2月署名）
⑰TPP11（包括的・先進的TPP協定）（2018年12月発効）
⑱日・EUEPA（2019年2月発効）
⑲日・英EPA（2021年1月発効）
⑳RCEP（地域的な包括的経済連携）（2020年11月署名）